

令和7年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和7年度 団体ヒアリング概要

1. 回答期間: 令和7年7月11日～8月8日
2. 実施団体: 30団体
3. 調査項目: ①「現状の問題及び提案する解決策」について、各団体2点までの意見を聴取
(当事者団体を除き、客観的データ等の科学的根拠に基づく問題及び提案を聴取した)
②「本年度改善された項目」についての意見を聴取
4. 回答数: ① 30団体のうち27団体から 計48件
② 30団体のうち9団体から 計18件

ヒアリング先

(メーカー)

- 日本義肢協会
- 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 日本車椅子シーティング協会
- 日本補聴器工業会
- 日本補聴器販売店協会
- 日本障害者コミュニケーション支援協会

(学術団体)

- 日本義肢装具学会
- 日本整形外科学会
- 日本リハビリテーション医学会
- 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
- 日本眼科学会

(行政)

- 全国市長会
- 全国身体障害者更生相談所長協議会

(職能団体等)

- 日本眼科医会
- 日本義肢装具士協会
- 日本理学療法士協会
- 日本作業療法士協会
- 日本言語聴覚士協会

(当事者団体等)

- 日本視覚障害者団体連合
- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 日本身体障害者団体連合会
- 全国盲ろう者協会
- 全国脊髄損傷者連合会
- 日本ALS協会
- 全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- ポリオの会
- 日本筋ジストロフィー協会

- I 本検討会での議論が必要と考えられるもの
 - ① 完成用部品の機能分類について：1件
 - ② 意見書作成医師と市区町村等の連携について：1件

- II さらに詳細な調査を要するもの、引き続き調査・研究を要するもの
 - ①～⑧：13件

- III 本検討会での議論を要しないもの
(現行制度で対応・説明が可能なもの)
 - ①～⑮：23件

- IV 本検討会での議論を要しないもの
(補装具費支給制度対象外のもの、根拠が不足しているもの、過去の検討会で議論済みのもの)
 - ①～⑩：10件

- 上記各項目の主な意見は、次ページ以降のとおり。

I 本検討会での議論が必要と考えられるもの

- ※ 内容については要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：I - ① 完成用部品の機能分類について】

現状の問題

- ・ 機能としてほぼ同一のパーツが各メーカー毎に完成用部品として収載されているが、義肢装具士は完成用部品の見積・請求書などの書類作成において、更生相談所はその確認、判定において時間を費やす原因となっている。
- ・ 同等安価の原則により更生相談所が最安部品の使用を指示する事例があり、その結果接続する継手や足部部品によってはメーカー保証対象外の使用方法となることから、障害者に不利益が生じる恐れがある。

提案する解決策

- ・ 義足用チューブやクランプアダプタ、装具用支柱など流通が多く、ほぼ同一の機能を有する部品を機能別に分類し、当該分類の中で障害者に適した部品の選択裁量を義肢装具士に与える事が適切と考える。
- ・ 考えられる部品は、義肢：コネクタ4穴ピラミッド／チューブ／チューブ(メス)ピラミッド付／クランプアダプター／ダブルアダプター、装具膝継手：リングロック、装具足継手：固定／クレンザック／ダブルクレンザックである。

【提案団体：日本福祉用具・生活支援用具協会】

厚生労働省意見

義足の完成用部品は他社製品と接続可能な構造になっているものも多いなか、必ずしも他社製品と組み合わせて使用することを想定している訳では無く、自社製品以外と接続して使用した場合には保証対象外となるメーカーもあります。一方で、メーカーを問わず安価な部品の組み合わせで支給決定されるといった使用実態があります。そこで、今年度の完成用部品の指定審査結果について、例えば義肢のチューブ、クランプアダプタ、装具のリングロック膝継手、固定足継手といったものについて、実際に機能でまとめ、同一価格で運用が可能か検討しては如何でしょうか。

【整理番号：I - ② 補装具費意見書作成医師と市区町村等の連携について】

現状の問題

- 補装具費支給意見書を作成する医師に対して、意見書の内容と異なる判定・支給決定を行った更生相談所・市区町村からその旨を通知する仕組みになっていない。意見書のどこに問題があったのかを知る機会が与えられず、次回以降も同様の意見書を書き続ける可能性が高いことは、行政側も医師側も本意と思われる。

提案する解決策

- 更生相談所や市区町村は、補装具費支給意見書の内容に疑義が生じた場合に作成した医師に照会するなど疑義解消に努めるとともに、医師の意見と異なる判定・決定をする場合には、意見書を作成した医師にその事実と理由を通知するよう、指針に明記することを提案する。

【提案団体：日本リハビリテーション医学会】

厚生労働省意見

支給決定に際し更生相談所・市区町村から補装具費支給意見書を作成した医師に対する通知等の連絡は必須となっておりますが、意見書の内容について確認等の問い合わせが行われることがあることは認識しております。意見書作成医師・補装具事業者と更生相談所・市区町村が見解を共有しさらに連携することは、各所の業務円滑化に有効と考えられますので、各所の実情に応じた方法で情報の共有を推進していただくように指針に定めては如何でしょうか。

Ⅱ さらに詳細な調査を要するもの、 引き続き調査・研究を要するもの

- ※ 内容については要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅱ－① 3D技術に関する項目新設について】

現状の問題

- 3Dスキャナ等の機器による生体デジタルスキャニングデータをもとに、3DCAD-CAM等のシステムを利用して義肢装具を製作する技術や、3Dプリンターやカーボン繊維強化プラスチックを用いて製作する等の新技術について、対応する項目が設定されておらず上限価格を用いた算定ができない。

提案する解決策

- 現在普及してきている3D技術を補装具費支給制度に採用するため、義肢装具の製作要素価格の項目等について、令和9年度に向けて抜本的改正を行う準備をする。

【提案団体：日本義肢装具士協会、日本義肢協会】

厚生労働省意見

3D技術の導入と運用については、現在、厚生労働科学研究(指定課題)のテーマの1つとして取り扱っており、引き続き、3D技術の導入と運用についての調査を進めてまいります。

なお、補装具告示への収載等については、普及程度や市場価格だけでなく、個人情報を含むデジタルデータの取り扱いについて運用指針が示されているといったことが必要になると考えられます。

【整理番号：Ⅱ - ② 姿勢保持装置の項目新設について】

現状の問題

- 姿勢保持装置の告示は大きな見直しが行われていないことにより、頸部継手では高度な調整機構の項目が無い、頭部支えでは組み合わせて製作される付属品が無い、ベルトではハーネス、バックルベルトの項目が無い、パッドでは調節機構を有する継手支柱等の項目が無い等といった、実際の機能・価格との大きな違いが生じている。現状は実勢価格に合わない非常に安価な算定をするか、事業者の持ち出しとなっている。

提案する解決策

- 頸部継手に頭部支えの調節機構を新設する、頭部支えに支持部の新設及び付属品とその調節機構の新設をする、ベルトにハーネス、バックルベルト、ベルト加算項目を新設する、パッドを継手付きと継手なしに分離し調節機構を新設する、パッド類の防水加工とカバー脱着式の加算項目を新設する等、実情に即した項目の設定を行う。

【提案団体：日本車椅子シーティング協会】

厚生労働省意見

項目新設に当たっては、ご提出いただいた資料に加え、現行の補装具告示別表の項目・上限価格と実際の機能・価格との差について、さらなる調査が必要と考えます。

なお、補装具告示への収載等については、普及程度や市場価格といったエビデンスや支給実態の有無等も含めて検討する等、所定のプロセスを経て決定しております。

【整理番号：Ⅱ - ③ 車載用姿勢保持装置の項目新設について】

現状の問題

- 車載用姿勢保持装置の告示別表での上限価格は主要な既製品の実勢価格に対し大きく下回っている。具体的には、採寸や仮合せ、車載セッティング等の作業コストが告示に定められておらず、販売店の無償労務提供が習慣化していることや、オーダーメイドや付属品追加などは特例申請が前提となり、認められない場合は適合性の確保や製品提供が困難になることに加え、原材料や人件費の上昇に対し告示額が据え置きのみで、国内主要メーカーは価格を上げられず、収益確保が困難となっている現状がある。

提案する解決策

- 製品価格と販売店の人件費に関する項目を新設すると共に、オーダーメイドや付属品の項目を新設する。

【提案団体：日本車椅子シーティング協会】

厚生労働省意見

項目新設に当たっては、現行の補装具告示別表の項目・上限価格と実際の機能・価格との差について、さらなる調査が必要と考えます。

なお、補装具告示への収載等については、普及程度や市場価格といったエビデンスや支給実態の有無等も含めて検討する等、所定のプロセスを経て決定しております。

【整理番号：Ⅱ - ④ 重度障害者用意思伝達装置・歩行器の調整費新設について】

現状の問題

- 重度障害者用意思伝達装置では入力スイッチの適合を業者が先に行う事となるが、選定の打ち合わせ、デモ機貸出・試用、フィッティング、導入後の機器・スイッチの設定・再調整など、多数回にわたる訪問が求められるが、その費用は一切算定できずに持ち出しとなっている。歩行器においてもほぼ同じ状況である。

提案する解決策

- 機器の設置・調整にかかる人材への費用負担や更新時の再適合の確認などについて、事前に「業者から行政に連絡を入れること、適合の結果報告を行うこと」を前提に、一定の適合費用を公費で認める。

【提案団体：日本障害者コミュニケーション支援協会、全国肢体不自由児施設運営協議会(歩行器を含む提案)】

厚生労働省意見

現在、厚生労働科学研究(指定課題)の中で重度障害者用意思伝達装置の実態調査を行っておりますので、引き続き調査を進めてまいります。

【整理番号：Ⅱ - ⑤ 視線入力装置使用時の呼び鈴分岐装置導入について】

現状の問題

- 呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置である。このことから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置(スイッチ)との併用はできないため、付属品として公費での支給が認められず、呼び鈴の支給が見合わせられる事態となっている。

提案する解決策

- メーカー側では制度、運用にあった機器を実現することが困難なため、視線検出式入力装置利用者が使用できる呼び鈴装置を修理項目に追加するか、従来通り呼び鈴分岐装置の支給を認めるか、「スイッチ」+「重度障害者用意思伝達装置」とは別に「非常スイッチ」+「呼び鈴」を組み合わせた装置を別途支給する。

【提案団体：日本障害者コミュニケーション支援協会、日本ALS協会】

厚生労働省意見

現在、厚生労働科学研究(指定課題)の中で重度障害者用意思伝達装置の実態調査を行っておりますので、引き続き調査を進めてまいります。

【整理番号：Ⅱ - ⑥ 借受けについて】

現状の問題

- 重度障害者用意思伝達装置の申請にあたっては、機器等の操作習熟を図る必要があり、支援にあたる医療機関や補装具事業所等にとって、活用する機器等の手配や支援が負担となっている。適応・適合の判定のための医療機関や補装具事業所等の負担を軽減し、対象者への普及啓発、日常生活の自立支援と介護者の負担の軽減を図る必要がある。
- 制度改正から間もなく10年となる中で、この制度の利活用についての報告やその課題の考察、課題解決に向けた提案をすべきではないか。

提案する解決策

- 疾患の進行や本人の機器操作の習熟に合わせるため、スイッチ等の入力装置についても、借受けの対象とする。また、意思伝達装置を実用的に使用できるようになるためには、医療機関等における装用訓練期間を要するため、借受けの申請ではなく、機器試用期間として機器の貸与等を可能とする仕組みを設けてはどうか。
- 改正以降の制度利用実態を調査し明らかにするとともに、対象者となる障害児・者、提供者となる医師、リハビリテーション専門職等、またその費用などの視点を調査し、検討をしてはどうか。

【提案団体：日本作業療法士協会】

厚生労働省意見

現在、厚生労働科学研究(指定課題)の中で借受け制度について取り扱っておりますので、引き続き調査を進めてまいります。

【整理番号：Ⅱ - ⑦ 補聴器の上限価格について】

現状の問題

- 総合支援法対象補聴器について、同等機能で一般に販売している補聴器の価格と、告示別表に定める上限価格との差が大きくなっている。
- 総合支援法対象補聴器では役に立たず、必要な機能を持つ補聴器はさらに高額である。補聴援助システムの支給基準も厳しいといった問題がある。

提案する解決策

- デジタル補聴器の高機能化による調整に要する時間の増加や、物価高騰によるコストの上昇を加味した価格設定を検討していただきたい。当協会としても、今後フィッティングに係る時間やコストの調査を検討している。
- 補聴援助システムの支給基準を緩和し、有効な補聴器を価格に関わらず支給対象とするといった見直しを行う。

【提案団体：日本補聴器販売店協会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

厚生労働省意見

他の補装具同様、補聴器においても、価格調査を実施した上で上限価格の改定をしており、今後も改定する際には同様の価格調査をした上で行うこととしております。

【整理番号：Ⅱ - ⑧ 骨導式補聴器の価格について】

現状の問題

- 「骨導式眼鏡型」では現行の上限価格(126,900円)が実際の価格(255,000円)を大幅に下回っており申請者に負担がかかっている。また、「骨導式ヘッドバンド型」に関する名称がなく、支給事務手続きに苦慮している。

提案する解決策

- 骨導式眼鏡型の上限価格を実際の価格に合わせ、申請者、補装具事業者の不利益を解消するとともに、骨導式ヘッドバンド型を基準に加えることにより円滑な支給事務が見込まれる。

【提案団体：全国身体障害者更生相談所長協議会】

厚生労働省意見

他の補装具同様、補聴器においても、価格調査を実施した上で上限価格の改定をしており、今後も改定する際には同様の価格調査をした上で行うこととしております。

また、骨導式ヘッドバンド型補聴器の支給については、申請者の障害の現症等により、眼鏡型及びポケット型の装用が困難である場合には、特例補装具での対応が可能です。

Ⅲ 本検討会での議論を要しないもの (現行制度で対応・説明が可能なもの)

- ※ 内容については要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅲ- ① 短下肢装具足部への加算要素追加について】

現状の問題

- 障害の状態によっては、短下肢装具に足関節運動の制御機能だけでなく、メタルザルパッドによる横アーチの支持や中足骨骨頭の除圧、アーチ支えなどによる足部変形の予防、インヒビターバーや踵パッドによる足趾の筋緊張抑制等、足底装具としての機能が付加される場合があるが、現行の支給基準では該当する加算要素項目が設けられていないため、補装具事業者が無償で行っている現状がある。

提案する解決策

- 告示別表の1購入基準(3)装具(オーダーメイド)のcその他の加算要素に、メタルザルパッド、アーチ支え、インヒビターバー、踵パッドの項目を追加する。

【提案団体：日本整形外科学会】

厚生労働省意見

メタルザルパッドやアーチ支えといった形状の付加は、装具を適合させるために必要なものであり、補装具告示別表の1購入基準(3)装具(オーダーメイド)のb支持部にある足部に内包されているものになります。そのため、重複加算にあたる項目は追加できません。

【整理番号：Ⅲ-② 自走用車椅子への介助ブレーキ取り付けについて】

現状の問題

- 現状の補装具告示では、自走用の普通型車椅子に介助ブレーキを取り付けることができないこととなっている。利用する対象者の身体機能に応じて不要な場合は多いと思うが、車椅子使用場面の環境に応じて必要となることもある。例えば、坂道や不整地等の場合に安全な場所まで介助で移動することや、自走することはできるが、長時間の外出等は介助で移動することが考えられる。

提案する解決策

- 例えば、連続自走時間や距離によってキャリパーブレーキの有無を判断することや、対象者の理解力によってフットブレーキの必要性を判断すること、不整地や坂道などの使用環境と自走能力を考慮し必要性を検討するといった条件を付けることにより、判定医の判断で取り付けを可能にする。これは、安全性に配慮したいという介助者の状況もあわせて考える必要があるためである。

【提案団体：日本理学療法士協会】

厚生労働省意見

自走用車椅子において介助者が使用する介助ブレーキは、使用環境や目的により利用者本人の生活にとって真に必要な機能であれば支給が認められます。一方、そうした必要性が認められない場合の介助ブレーキについては差額を自己負担することで、取り付けて使用することが可能です。

【整理番号：Ⅲ - ③ 車椅子の使用年数新設について】

現状の問題

- 耐用年数を経過していない車椅子や電動車椅子の作り替えの際に、判断に難渋する事例がある。補装具費支給事務取扱指針の中で、第1の1の中に「補装具支給にあたり・・・身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること」と明記されているが、各市町村で支給決定の可否にばらつきが生じている。

提案する解決策

- 車椅子・電動車椅子の耐用年数は6年と明記されているが、装具だけでなく車椅子・電動車椅子も「使用年数」の明記があると成長対応と適合を判断して作り替えの検討が行える。

【提案団体：全国肢体不自由児施設運営協議会】

厚生労働省意見

補装具支給事務取扱指針には、第2の1の(7)で「身体障害児においては、使用年数の定めのない補装具についても成長速度や使用環境等の心身の発育過程の特殊性を考慮の上、柔軟に対応すること」と明記しており、成長対応と適合により再作製の検討を行うことが可能です。

【整理番号：Ⅲ-④ 電動車椅子（6輪）について】

現状の問題

- 6輪の電動車椅子の支給申請をした場合、特例補装具として判定を要すると運用する市町村が多いが、海外では、欧米を中心に6輪の電動車椅子が普及している。また、国内でも普及が進んでいる。

提案する解決策

- 6輪の電動車椅子の製品基準をJIS規格に新設することを、厚生労働省から経済産業省などに働きかけ、6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費支給基準告示に明記する。

【提案団体：全国脊髄損傷者連合会】

厚生労働省意見

従前から変更ありませんが、電動車椅子の規格となっているJIS9203-2016においては4輪車のみが定義されているため、補装具告示別表においても電動車椅子を4輪車とし、6輪車は特例補装具として整理しております。

【整理番号：Ⅲ- ⑤ 補聴器の両耳支給について】

現状の問題

- 支給基準が原則片耳で両耳支給が認められないといった問題があり、両耳支給が認められるケースも職業上、教育上と限定的である。一側耳のみの装着では問題点も多く、両耳聴の効果が得られないことで、転職や異動を強いられるなど、就労・就学等に影響することが多い。

提案する解決策

- 両耳支給を前提とする基準への見直しを行い、補装具費支給事務取扱指針に「聴覚に障害がある場合、両耳装用効果を勘案して2個支給することができる」と追加するか、若しくは基本的な基準として、「2耳=1対=1個」と換算する支給基準に変更すべきである。

【提案団体：全日本ろうあ連盟、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会】

厚生労働省意見

現状でも、両耳装用効果が就労・就学上真に必要な場合は2個支給することが可能です。

【整理番号：Ⅲ- ⑥ デジタル補聴援助システムの支給について】

現状の問題

- 補聴器・人工内耳装用者に対し、デジタル補聴援助システムが、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、特例補装具として支給しうるものとされている。

提案する解決策

- 盲ろう者には「就学・就労」を必須条件とせず、デジタル補聴システムを利用することで日常生活において有効であると判断される場合には、視覚と聴覚の重複感覚障害であることを踏まえ、障害状況や生活環境を重視したうえで、支給するようにすべきである。

【提案団体：全国盲ろう者協会】

厚生労働省意見

令和6年度の補装具告示改正において、補装具告示別表の補聴援助システムに係る「FM型」の文言を削除しました。現在はデジタル型、FM型に関わらず支給対象となっており、デジタル補聴援助システムも補聴器の加算要素として支給可能です。ただし、人工内耳装用者に対する補聴援助システムは、特例補装具となります。

【整理番号：Ⅲ- ⑦ 軟骨伝導補聴器の名称追加について】

現状の問題

- 骨導式補聴器は、ヘッドバンドを装着しなければならず、活動上の制約、使用上のストレスが大きいだけでなく、骨導レシーバーの装着部で頭皮が圧迫されるため、痛みや頭皮に異常が生じることがある。過去のQ&Aでは「軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合は、特例補装具として支給決定して差し支えない」とされているが、市区町村毎で支給可否の差が顕著であるため、支給基準を明確にしていきたい。

提案する解決策

- 骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型は現在需要が減っていることや、軟骨伝導補聴器はこれまでの耳かけ型の補聴器と同等の装用ができるため装用者の生活上の利便性も増すことなどから、軟骨伝導補聴器を特例補装具ではなく基準内補装具に変更し、市区町村による格差解消のために告示に明記する。

【提案団体: 全日本ろうあ連盟、日本補聴器販売店協会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会】

厚生労働省意見

「軟骨伝導補聴器」は補聴器としては認められていますが、補装具告示別表で補聴器性能の定義に使用している規格には基づいていないため、現時点では「軟骨伝導補聴器」は補装具告示での補聴器の基本構造に合致しません。そのため、気導式補聴器、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合に、特例補装具として支給決定して差し支えないと事務連絡(令和元年8月20日付)で示しております。

【整理番号：Ⅲ- ⑧ 予備装具の支給について】

現状の問題

- 現行制度では、補装具費支給制度において原則として3年以上の耐用年数経過および修理不能でなければ新たな装具の支給が認められず、予備装具の制度的な位置づけがない。地域により運用に差があり、自治体ごとの裁量で認められるか否かが分かれている点も大きな問題である。補装具費支給基準告示において、耐用年数にかかわらず『予備補装具』の支給対象を明文化する必要がある。

提案する解決策

- 具体的には、日常的に装着する補装具(下肢装具等)については、修理中や緊急時の代替手段として予備装具の必要性が高いため、初回申請時や更新時に限らず、随時『予備装具』の申請を可能とすること。これにより、生活の質の維持、転倒・事故リスクの回避、社会参加や就労継続の保障につながり、障害者総合支援法の理念にも適合する支援体制が実現される。

【提案団体：ポリオの会】

厚生労働省意見

補装具費支給制度の対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個ですので、予備として補装具を支給することは認められません。

なお、再支給や修理の際には補装具告示別表に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮するよう、補装具費支給事務取扱指針にも明記しております。

【整理番号：Ⅲ- ⑨ 申請時の就労状況の確認について】

現状の問題

- 一部自治体では補装具費支給の可否を判断する際に、申請者の就労状況が審査要素とされている。しかしながら、補装具は就労支援に限らず、日常生活や移動、通院、自立的な社会生活を送るために不可欠なものであり、就労の有無を支給の判断材料とすることは、障害者の生活を不当に制限する結果となっている。

提案する解決策

- 補装具費支給基準において、申請時に就労状況を問わない旨を明記することで、全国的な運用の統一を図る必要がある。障害者総合支援法が掲げる「日常生活および社会生活を総合的に支援する」という理念に則り、就労の有無に関わらず、障害者のQOL向上と尊厳ある生活の維持を目的とした公平な支給体制とするべきである。

【提案団体：ポリオの会】

厚生労働省意見

市区町村は、補装具費の支給に当たり補装具が真に必要なか判断するため、申請者の身体状況や就学、生活環境等の諸条件に加え、職業についても確認しています。そのため、就労状況の有無に関わらず日常生活に必要なならば支給決定されるものとなっております。

【整理番号：Ⅲ - ⑩ 補装具費支給申請手続きについて】

現状の問題

- 電動エレベーションシステムがついた電動車椅子の申請前に支給の可否を確認したところ、市の担当者からは「特別な理由がないと電動エレベーションシステムはつけられないが、可否については申請してからでないかわからない」との回答があった。

提案する解決策

- 特別な理由とは何を指すのか、明確に記載すること。
- 申請前に補装具の交付が受けられるかを市区町村担当職員が把握できるようにする。

【提案団体：全国身体障害者施設協議会】

厚生労働省意見

レッグサポートの電動エレベーター機構は補装具告示別表に名称が定められておらず、使用する場合は特例補装具となります。特例補装具は身体障害児・者の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情があると判断されたときに支給できるものとなっており、その理由は多岐に渡ることから、何を指すのか限定列挙して記載することはしていません。

補装具費の支給決定に当たっては、更生相談所で医師による医学的判定を行うなど、専門的知識を基にした所定の手続きを経る必要があります。支給の可否について市区町村の窓口職員が申請前にお答えすることはできません。

【整理番号：Ⅲ- ⑪ 支給事務における解釈の違いについて】

現状の問題

- 「一部特例」の対応が開始されたが、地方自治体の解釈が異なり、一部特例の申請ができないケースがあるなど、自治体ごとの運用の差が、利用者に混乱や不利益を生じさせている。
- 令和7年度の制度改正により、完成用部品が整理され、削減された完成用部品の修理・再交付時の対応方法や代替の考え方等が厚生労働省から示されないため、支給事務手続きが煩雑になる等、市区町村窓口や更生相談所の業務に支障が出ている。

提案する解決策

- 一部特例の運用に関して、自治体間での取扱いの差異を解消するために、明確なガイドラインまたは要項を新たに整備し、全国の自治体に対して統一的な解釈・運用を徹底させる。
- 告示改正前に含まれていた完成用部品の修理・再交付にあたり一定の経過措置を設定する。また、Q&Aの発出により、厚生労働省の意図や考え方を適切に共有する。

【提案団体：日本理学療法士協会、全国身体障害者更生相談所長協議会】

厚生労働省意見

一部特例と指定されなかった完成用部品については、補装具費支給に係るQ&Aを9月1日付の事務連絡にて発出しておりますので、ご確認ください。

【整理番号：Ⅲ- ⑫ 比較検討の借受けについて】

現状の問題

- 令和7年度より「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正において「借受け」の活用範囲が拡大された。機能の異なる部品を受給者に選択適合する上で有効なサービスであるが、未だ実績は数件のみである。多くの更生相談所・市町村窓口においては運用の具体的な手続きなどが周知されておらず対応を保留されている。また一部の更生相談所・市町村自治体では費用の発生を懸念し運用を見送るとの表現も聞こえており、補装具利用者の社会参加を前向きに考えているとは思えず、障害者に便益を提供できていない懸念がある。

提案する解決策

- 新たな施策の開始に当たっては、予算の手当、必要な手続きなどの年度前の説明周知とあわせ、年度はじめに「補装具支給に係るQ&A」を発行し、その具体的な運用方法の共有周知、新たな施策の意義や障害者が受ける便益の理解を深め、全国での制度活用の後押しを頂きたい。
- 生活環境や活動度に見合った完成用部品の評価検討を行い適切な処方をお願いしたい。また、処方が適切であったのか、補装具支給後の社会復帰の現状についても調査していただきたい。

【提案団体：日本福祉用具・生活支援用具協会、日本義肢協会】

厚生労働省意見

令和7年度の補装具告示等の一部改正については、これまでも説明を行ってきたところではありますが、制度活用に向け引き続き行って参ります。

【整理番号：Ⅲ - ⑬ 更生相談所による判定結果の違いについて】

現状の問題

- たとえば電動車椅子のティルト機能やリクライニング機能などは、更生相談所によって判定結果にバラツキが見られる。

提案する解決策

- 身体障害者更生相談所における判定の基準を標準化する。

【提案団体：全国脊髄損傷者連合会】

厚生労働省意見

電動車椅子の電動ティルト機構や、電動ティルト・リクライニング機構については、判定等の参考となるように、補装具費支給事務取扱指針において対象者の例を挙げております。

【整理番号：Ⅲ - ⑭ 視野障害者に対する支給範囲について】

現状の問題

- 視野障害を有する者の多くは、矯正視力の低下が認められない場合でも屈折異常を有しており、この屈折異常を矯正することで、視野機能の改善が期待できる可能性があるにもかかわらず、眼鏡(遮光用)においてすら視力矯正機能の追加に係る費用を自己負担とし、眼鏡(矯正用)については支給対象外とされる現行制度は、視野障害者の社会参加を妨げる要因となっていると言わざるを得ない。

提案する解決策

- 視野障害を有する者に対しては、たとえ視力障害の認定基準を満たさない場合であっても、その障害の程度を軽減する観点から、眼鏡(遮光用)に付加する視力矯正機能に限らず、眼鏡(矯正用)そのものについても補装具としての支給対象に含めるべきであると提案する。

【提案団体：日本眼科学会、日本眼科医会】

厚生労働省意見

補装具費支給制度は障害認定基準を満たす障害者に対して、その機能を補完する補装具の購入等に要する費用を支給するものです。認定基準に関係なく支給できるものではないため、視力障害の障害認定基準に満たない方については、眼鏡(矯正用)の費用は給付対象外です。

【整理番号：Ⅲ - ⑮ 人工内耳体外機・充電電池の交換について】

現状の問題

- 人工内耳の体外機劣化等による買替え、充電電池の定期的な交換は医療保険の適用外となり、どちらも高額なため経済的負担が大きい。人工内耳充電電池に対する補助は各自治体が補完的に行っているが、2万円の補助がある自治体から補助がない自治体まであり、地域格差が大きい。

提案する解決策

- 人工内耳体外機や充電電池の交換を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。

【提案団体：全国市長会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】

厚生労働省意見

人工内耳用材料の交換については、医療保険で給付されるものとなっており、体外器の劣化等による買替えについても、修理不能であれば医療保険の給付対象です。医療保険で給付されたものに対し、補装具費支給制度を利用して買替えを行うことはできません。

IV 本検討会での議論を要しないもの (補装具費支給制度対象外のもの、根拠が不足しているもの、 過去の検討会で議論済みのもの)

- ※ 内容については要約抜粋して記載
- ※ 原文については参考資料3を参照

【整理番号：Ⅳ－① 義肢の新技术を反映した要領改正について】

現状の問題

- ・ 補装具費支給事務取扱要領では製作要素価格のソケットに関する項でソケット使用材料の熱硬化性樹脂をF.R.P.(繊維強化プラスチック)のみとしているが、最近ではソケット材料にシリコンのみの製法がある。

提案する解決策

- ・ 補装具費支給事務取扱要領内における、“ソケット”の”使用材料”における”熱硬化性樹脂”についてF.R.P.(繊維強化プラスチック)に限らず、他材料を使用可能とする。

【提案団体：日本義肢装具学会】

厚生労働省意見

補装具費支給事務取扱要領では、補装具告示別表の義肢のソケットにおける熱硬化性樹脂の項目が、樹脂注型法により製作されたF.R.P.として上限価格を設定していることを説明しております。これを他の材料も含まれることにするには、まず補装具告示別表の改正が必要になります。また、シリコンのみでソケットを製作する技術が普及している根拠も提出されておらず、現時点では検討対象とするか判断ができません。

なお、補装具告示への収載等については、普及程度や市場価格といったエビデンスや支給実態の有無等も含めて検討する等、所定のプロセスを経て決定しております。

【整理番号：IV- ② 装具仮合わせ用継手の支給について】

現状の問題

- 下肢装具で、仮合わせのみに使用する継手を算定可能とする記載が無い。カーボン製長下肢装具等では、仮合わせに一定期間かけ適合状態を調整してから完成させると、大きなトラブルがなくスムーズに適合させられるため、仮合わせのみに使用する継手の費用を算定出来るようにする必要がある。

提案する解決策

- 下肢装具の製作要素価格で継手の項目に仮合わせ時の製作分と仕上げ時の製作分を設定し、完成用部品の継手を評価が必要な個数分、追加できるようにする。

【提案団体：日本義肢装具学会】

厚生労働省意見

カーボン製装具の製作では、仮合わせで使用した継手で完成させる場合もあると認識しており、一律に仮合わせ用継手の支給を認めることはできません。

【整理番号：IV- ③ 完成用部品の削除について】

現状の問題

- 筋ジストロフィー等は病状の進行により骨格変形や関節拘縮が進む。個々の状態に応じたオーダーメイドが必要となることが多く、適切な姿勢を保持するためには様々な工夫がいる。4月から改正された告示内容で姿勢保持関連部品等が大幅に削除された事により体に合った車椅子が作れないケースがある。

提案する解決策

- 筋ジストロフィーに精通した医師や理学療法士等の一般的な障害だけでなく、よりその分野に精通した専門家の意見を最大限に活用する。それにより、支給決定が適切に行われプロセスが簡素化し納期の短縮に繋がる。4月から改正された告示内容の有効性を担保するためにも不可欠な視点と考える。
- 学齢期においては、身体に合わなくなる理由として患児の成長が挙げられる。このようなケースにおいてリース制度を導入して手軽に患児の成長に合わせた車椅子に変更することができる。試験的に児童に対してリース制度を導入することでその効果を図ることも出来る。

【提案団体：日本筋ジストロフィー協会】

厚生労働省意見

令和7年度完成用部品指定審査では、それまで指定していたが指定外となった部品が多くあります。指定外となった部品が機能的に他で代用ができず、それを使用した補装具が真に必要な場合は、特例補装具となります。また、使用者本人がデザイン等を考慮して指定外となった部品の使用を希望する場合は、基準額との差額を自己負担することで、指定外となった部品を使用した補装具でも支給は可能です。

【整理番号：IV- ④ 電動車椅子の支給判断と耐用年数について】

現状の問題

- 筋ジストロフィー等の神経筋疾患の場合、電動車椅子は個々の状態に応じてオーダーメイドが必要となることが多く、その際、支給額の枠にはまらず自己負担をするケースや特例給付が認められず自己負担するケースがある。筋ジストロフィーは進行性の病気であるため、支給を受けた後に病状が進み身体上の変化により新たに体に合った物を必要とするとき、支給条件である耐用年数の問題で購入を断念するケースがある。電動車椅子の申請後、判定や審査を経て支給が決まり、その後発注となるため時間がかかるケースが多い。

提案する解決策

- 補装具費支給制度において特例給付が義務的経費の対象となっておらず、支給決定の可否は地方自治体にあるため、決定に際し地方自治体が財政的な面からためらわないために、国としての財政負担を行う。
- 筋ジストロフィーに精通した医師や理学療法士等の一般的な障害だけでなく、よりその分野に精通した専門家の意見を最大限に活用することで、特例給付や耐用年数について、貴省が容認している当事者個々の状況に合わせた支給決定が適切に行われる。

【提案団体：日本筋ジストロフィー協会】

厚生労働省意見

補装具費支給制度での自己負担は、使用者本人が希望するデザイン等のための差額自己負担を除き原則1割であり、それ以外にはかかりません。また、耐用年数経過は支給条件ではないため、再支給の申請は必要に応じて行っていただけます。加えて、補装具費支給事務取扱指針では、難病患者等に対する事務処理について、市区町村と更生相談所に対し、迅速な対応に努めるように求めています。

【整理番号：IV- ⑤ 重度障害者意思伝達装置生体現象方式の項目新設について】

現状の問題

- 現在、生体現象方式として発売されている製品には「はい・いいえ」を判定するものだけでなく、単語発信・定型文選択等の高度な意思伝達が図れるものが存在し、それらを利用したいという患者も多い。希望をしても判定する基準・指針が無いため適切な判定が行われないことは、高度な意思伝達を利用したい患者、特に完全閉じ込め症候群(TLS)に近い重度障害者にとっては障壁である。

提案する解決策

- 文字等走査入力方式と同様に、生体現象方式にも簡易なものと高度なものの2種類必要であり、生体現象方式(レベル4B相当)の新設と、それに対応する意思伝達装置を明示すべきと考える。

【提案団体：日本ALS協会】

厚生労働省意見

重度障害者用意思伝達装置の生体現象方式については、ご提案のタイプが従来のタイプに比べてどの程度意思伝達がスムーズなのかといった科学的データの収集等、基準作成のためのデータ収集が更に必要であり、現時点では検討対象とするのか判断ができません。

【整理番号：IV- ⑥ 視覚障害者安全つえの石突項目新設について】

現状の問題

- 通常の視覚障害者安全つえの先端部に装着された石突は、地面に対して左右の滑りが乏しく、視覚障害者安全つえを円滑に振ることが難しい場合がある。石突をローラー式等の円滑性に優れたもの(以下、円滑式石突とする)に変更することで左右の滑りを確保することが一般的になっている。この円滑式石突を付けることにより、視覚障害者安全つえを左右に振ることができ、進行方向の障害物を確認しながら安全に歩行することができる。

提案する解決策

- 視覚障害者安全つえの部品に円滑式石突を新設することが求められる。

【提案団体：日本視覚障害者団体連合】

厚生労働省意見

項目新設に当たっては、ご提示頂いた現行の補装具告示別表の上限価格と実際の価格との差に加えて、従来の石突に対して安全性がどれだけ向上するのかといった客観的データをご提示頂いた上で、さらなる検討が必要と考えます。更に必要であり、現時点では検討対象とするのか判断ができません。

【整理番号：IV- ⑦ 上限価格改定と所得に応じた自己負担軽減制度について】

現状の問題

- 補装具の価格が高騰している一方で、補助額が実勢価格に追いついていないために、インフレや為替の影響が補装具事業所の経営を圧迫し、撤退の懸念がでている。また、高機能な補装具(眼鏡・補聴器など)が補助対象外となるケースが多く、自己負担が大きい。

提案する解決策

- 補助額を実勢価格に合わせて見直し、高機能、高価格帯の補装具を補助の対象範囲に加え、所得に応じた自己負担軽減制度の導入あるいは物価高騰に鑑み、補助額の一律アップの検討をする。

【提案団体：日本身体障害者団体連合会】

厚生労働省意見

補装具告示においては、価格調査を実施した上で上限価格の改定をしており、今後も改定する際には同様の価格調査をした上で行うこととしております。また、補装具費支給制度では自己負担額を原則1割としておりますが、世帯の所得に応じた負担上限月額も設けております。

【整理番号：IV- ⑧ 義肢装具士の処遇改善について】

現状の問題

- 令和6年度に上限価格が約6%引き上げられたが、令和2年から令和6年までの4年間における企業物価指数（日本銀行調査統計局調べ）約20%上昇を背景にした状況下において、義肢装具士の処遇改善に結びついていない。

提案する解決策

- エッセンシャルワーカーとして国民の保健・医療・福祉を維持、向上を図るうえでも、義肢装具士のなり手不足や離職率の増加に歯止めをかけるためにも、他の医療職種と同程度の処遇改善を強く求める。

【提案団体：日本義肢装具士協会】

厚生労働省意見

義肢装具士の育成や離職率の低減といった処遇改善については、本検討会で取り上げるものではありません。

しかしながら、補装具告示別表の上限価格については、含まれる人件費においても調査を実施した上で改定をしており、今後も改定する際には同様の調査をした上で行うこととしております。

【整理番号：IV- ⑨ 介護保険制度等について】

現状の問題

- 補装具の種類が限られており、選択が出来ない。外国製品が多く、日本人の体形に合わない。修理や調整に時間がかかり、故障時の代替手段がない。耐用年数が長く、実際と合っていない。安全性・利便性が確保できないケースがある。特注車いすの助成が不十分であり、介護保険の対象年齢になると自己負担割合が高くなる。レンタル方式では細かなニーズに合った補装具が提供されないといった問題がある。

提案する解決策

- 補装具の選択肢を拡充すること。補装具の性能や修理体制の充実にむけ、国産化や日本人向け設計を推進する。耐用年数の柔軟な運用を検討。修理・調整の迅速化と代替品支給のための制度整備。故障時の予備・代替車の即時支給の整備。特注車いす使用者への助成制度の拡充。介護保険制度との連携強化として、65歳以降も継続的な支援の維持・確保。低所得者層への補助率引き上げ。ケアマネだけでなく、医師・専門職の意見(判断)を運用に反映。補装具の購入とレンタルの選択制を導入し、個人のニーズに応じた支援提供の実施。

【提案団体：日本身体障害者団体連合会】

厚生労働省意見

介護保険制度については、本検討会で取り上げるものではなく、介護保険制度以外と思われる部分についても根拠が示されていないため、検討対象とするのか判断ができません。

【整理番号：IV- ⑩ 施設入所者に対する車椅子支給について】

現状の問題

- 障害者施設の入所者がレディメイドに近い車椅子の購入を申請する際に、市区町村の担当者から施設に対して『施設備品として用意できないのか』と問い合わせがある。入所期間や使用期間が短い場合は対応を検討する場合もあるが、利用者の特性上入所期間は長く、仮に備品で対応可能であったとしても利用者専用となってしまう、施設備品として使用できなくなると伝えても意見が折り合わない。

提案する解決策

- 更生相談所・市区町村の担当者に障害者施設入所者の現状を理解してもらい、購入申請が円滑に進むように制度を見直してもらいたい。

【提案団体：全国身体障害者施設協議会】

厚生労働省意見

施設入所者においては、施設備品として車椅子を利用できるため、個人に合わせた個別の車椅子が支給されなければ生活が送れない場合等の、真にやむを得ない事情による時のみ、補装具費の支給が可能となります。